

# 役員報酬並びに費用に関する規程

施行 平成 25 年 7 月 1 日

改正 令和 7 年 7 月 26 日

## (目的)

第 1 条 この規定は、公益社団法人日本フェンシング協会（以下「本会」という。）定款第 17 条の規定に基づき、本会の役員報酬並びに費用に関し、法令に定めるもののほか必要な事項を定める。

## (役員)

第 2 条 この規定において役員とは理事及び監事をいう。

2 常勤役員とは、理事のうち本会を主たる勤務場所とし、事務局員に準じた勤務をする者をいう。

3 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。

## (報酬)

第 3 条 この規定において報酬とは、次の各号に定めるところによる。

(1) 常勤役員に支給する月額報酬、退職慰労金

(2) 非常勤役員(公認会計士または弁護士の資格を有する監事)に対する年額報酬

(3) 本会から役員等に対し出張を依頼する際、別に定める役員等旅費規程に基づき支給する日当、食費

## (費用)

第 4 条 役員等の職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（日当、食費を除く。）及び手数料等の経費は、費用として報酬等と明確に区分しなければならない。

## (支給基準)

第 5 条 常勤役員の月額報酬は、別表 1 の常勤役員報酬表に掲げるとおりとし、それぞれの役員の号棒は、理事会の承認を経て会長が決定する。

2 非常勤役員の年額報酬は、社員総会において支給の総額を定める方法による。

## (報酬の支給と控除)

第 6 条 常勤役員の月額報酬の支給日は、毎月 25 日（その日が休日にあたるときは、その前日においてその日に最も近い休日でない日）とする。

2 第 3 条(2)の非常勤役員の年額報酬の支給日は、監事が監査を実施した月の翌月の 25 日(その日が休日にあたるときは、その前日においてその日にもっとも近い休日でない日)

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

## (退職慰労金)

第 7 条 常勤役員が退職（死亡した場合を含む。以下同じ。）した場合、別表 2 の退職慰労金算出表に

基づき退職慰労金を支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

2 前項の退職慰労金の額等支給に関する詳細は、理事会の承認を得て会長が決定する。

(出張時の日当、食費)

第8条 本会が役員に対し出張を依頼するときは、別表3及び4の日当、食費を支給する。

(費用の支払)

第9条 本会は、役員等がその職務の遂行にあたって負担する費用を支払うことができる。

(公表)

第10条 本会は、この規定をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第11条 この規定の改廃は社員総会の決議を経て行う。

(補則)

第12条 この規定の実施に際し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

1 この規定は、公益社団法人日本フェンシング協会の設立の登記の日から施行する。

別表 1：常勤役員報酬表（単位：円）

号棒	月額	年額
1	200.000	2.400.000
2	300.000	3.600.000
3	400.000	4.800.000
4	500.000	6.000.000
5	600.000	7.200.000
6	700.000	8.400.000
7	800.000	9.600.000
8	900.000	10.800.000
9	1.000.000	12.000.000
1 0	1.100.000	13.200.000
1 1	1.200.000	14.400.000
1 2	1.300.000	15.600.000
1 3	1.400.000	16.800.000
1 4	1.500.000	18.000.000

別表 2．退職慰労金算出表

勤続年数	金額	
	普通退職	業務上傷痍疾病が原因の死亡及び退職
1年以上	<u>35</u>	<u>70</u>
3年未満	月額報酬×勤続年数×100	月額報酬×勤続年数×100
3年以上	<u>50</u>	<u>70</u>
7年未満	月額報酬×勤続年数×100	月額報酬×勤続年数×100
7年以上	<u>60</u>	<u>85</u>
10年未満	月額報酬×勤続年数×100	月額報酬×勤続年数×100
10年以上	<u>65</u>	<u>85</u>
	月額報酬×勤続年数×100	月額報酬×勤続年数×100

別表 3：国内旅行の日当および食費（単位：円）

日当 (1日につき)	朝食代 (1食につき)	昼食代 (1食につき)	夕食代 (1食につき)
2.500	1.000	1.200	2.000

・宿泊施設利用の際、日程又は施設の都合により、朝食、昼食、夕食が手配できない場合は、それぞれ1食につき、上記食費を支給する。

別表 4 : 外国旅行の日当 (単位 : 円)

地域区分	日当 (1日につき)
指定都市	8.300
甲地域	7.000
乙地域	5.600
丙地域	5.100

・滞在先の交流国側が、宿泊・食事料等滞在費 (1泊3食) を負担する場合、及び本会が旅行代理店等に宿泊・食事 (1泊3食) の手配を依頼する場合は、役員の区分にかかわらず、日当は1日あたり3.000円を支給する。